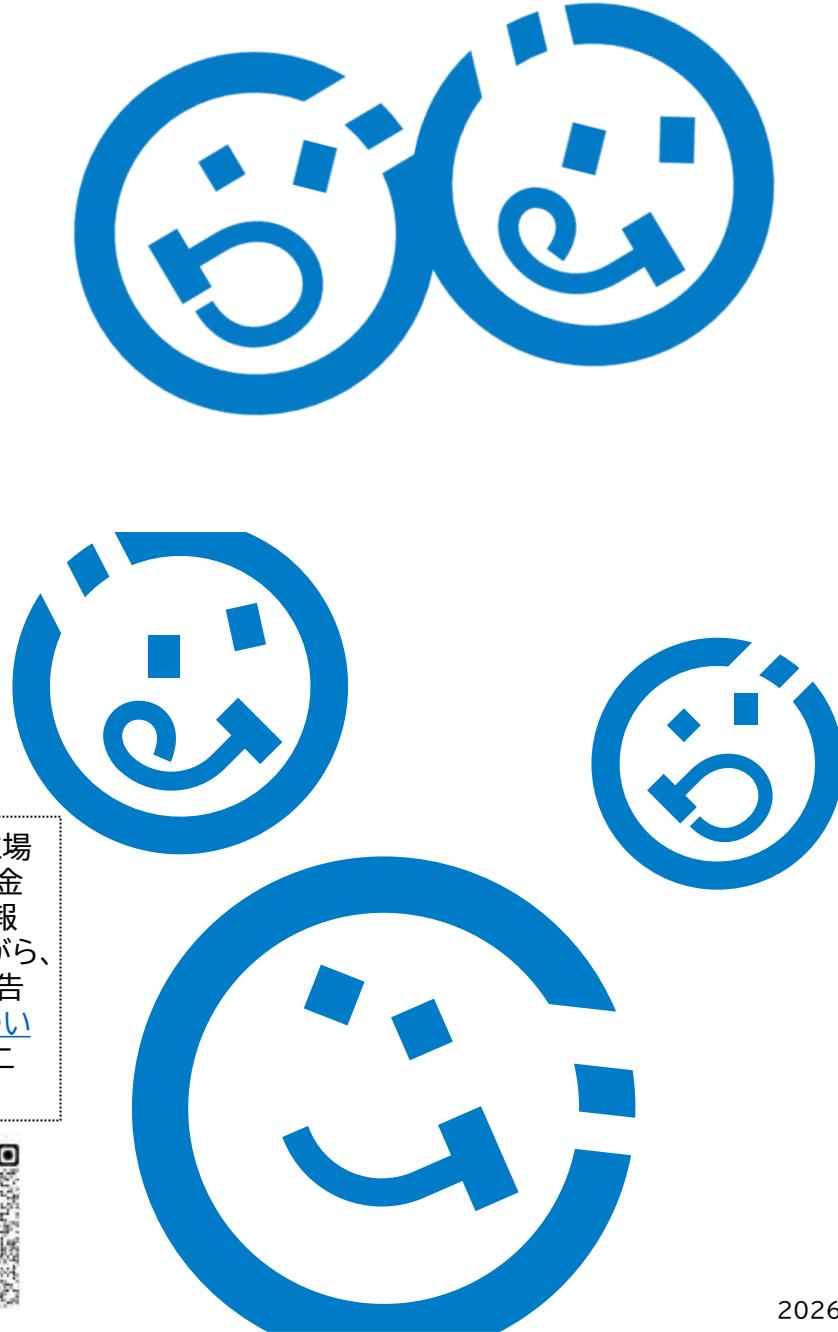


成年後見制度

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確である事を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「[講師派遣で使用する教材の公開について](#)(「一般の方のご利用について」)」をご確認ください。(上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、J-FLEC HP(発表・広報)に遷移します)。





- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方(本人)を保護し、支援する制度です。

<例>

- ✓ 財産の管理(不動産や預貯金など)
- ✓ 介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結
- ✓ 悪質商法の被害の防止(成年後見人が代理権・取消権で、
保佐人・補助人が付与された同意権・取消権で防止)
※任意後見人には同意権・取消権はなく、代理権のみが与えられる。

- 成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。





- 『本人の判断能力が不十分になつた後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が支援する制度』です。
- 判断能力に応じた「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	—	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)
	申立てにより与えられる権限	✓特定の事項※1の一部についての同意権※2、取消権(日常生活に関する行為を除く) ✓特定の法律行為※3についての代理権	✓特定の事項※1以外の事項についての同意権※2、取消権(日常生活に関する行為を除く) ✓特定の法律行為※3についての代理権 —

※1:民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。

※2:本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意(了承)する権限。保佐人・補助人は、同意がない本人の行為を取り消すことができる。

※3: 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されない。



1. 申立て

本人、配偶者等が家庭裁判所に申立て



- 申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要。

※本人の判断能力が不十分になった後に行う

家庭裁判所

2. 審問・調査・鑑定

- 裁判所職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者の意見を照会することがある

- 本人の判断能力を鑑定することがある

- 保佐・補助の場合、本人の同意が必要な場合がある



3. 審判

- 裁判所は、後見等の開始の審判と同時に、成年後見人等も選任。

- 審判は、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定。

- 本人、配偶者、四親等以内の親族(申立人を除く)は、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続ができる。

多くの場合4ヶ月以内



- 『本人に十分な判断能力があるうちに、「判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ人(任意後見人)に任せたい行為」を契約(任意後見契約)であらかじめ決めておく制度』です。
- 任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結びます。

<任意後見の手続きの流れ>

本人 任意後見受任者



家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て

任意後見監督人が選任される

本人、配偶者、任意後見受任者、4親等以内の親族などが申立て可能

契約の効力が発生





○成年後見人は家庭裁判所が選任

- 家庭裁判所の判断に不服申し立てはできない。
- 申立人の希望者にならないとの理由では、原則取下げできない。
- 支援内容などにより、申立て時の候補者以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職、法律又は福祉に関わる法人など)が選任されることも。
- 本人に一定額以上の財産がある場合は、専門職を成年後見人に選任したり、「後見制度支援信託」「後見制度支援預貯金」を活用することが一般的。
- 本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある者は、成年後見人になれない。

○報酬は本人の財産から支払う

○本人の判断能力の回復、または死亡までが任期

○正当な事由があり、家庭裁判所の許可がある場合のみ辞任できる

- 補助人は、代理権が付与された特定の法律行為が完了した場合など、代理権や同意権を取り消す審判申立て等によりその仕事を終えられる場合がある。



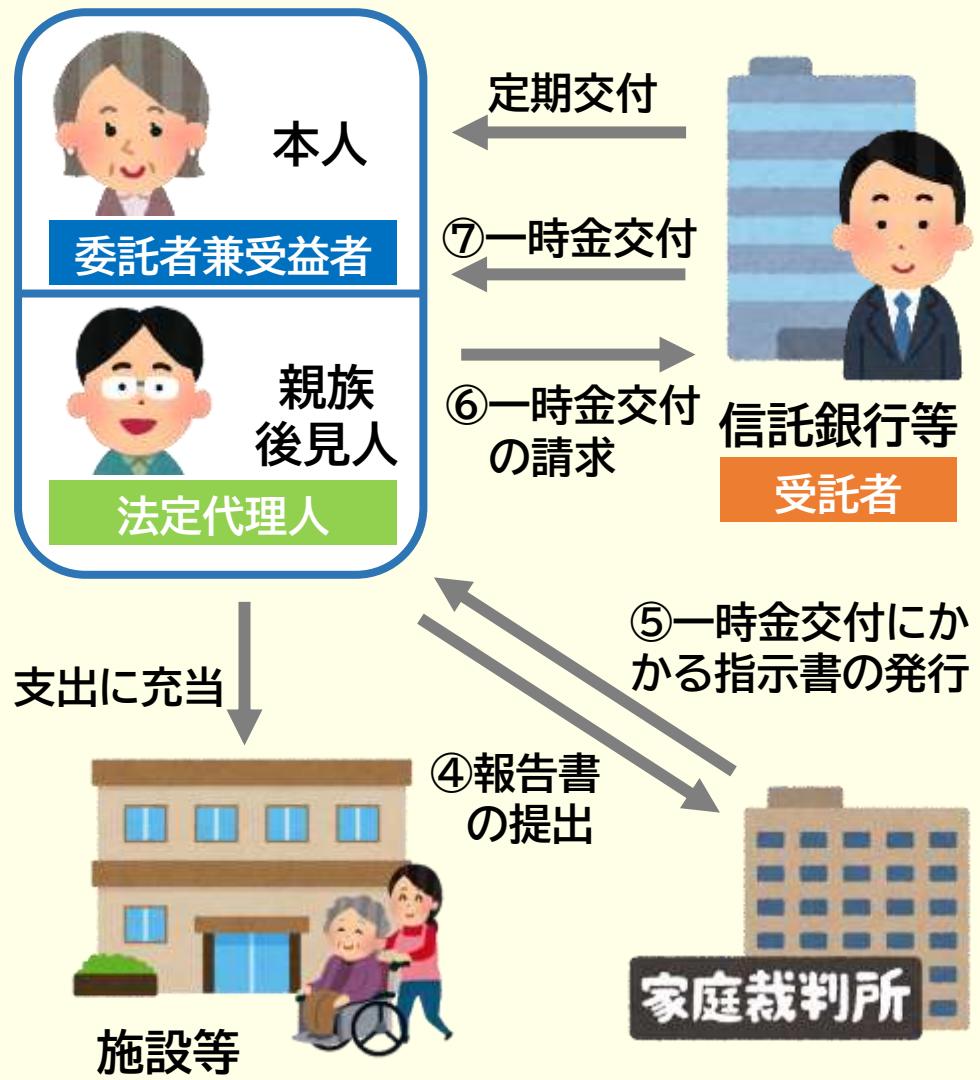
- 後見制度(法定後見・未成年後見)による支援を受けている方(本人)の財産管理のために信託を活用するもので、**後見制度を本人の財産管理の面でサポートするための仕組み**です。
- 本人が金銭を信託銀行等に信託し**(必ず専門職後見人が選任され、家庭裁判所の指示を受けて本人に代わって信託契約の締結手続を行います。)、**信託された金銭の中から**、本人の生活費用などの支出に充当するための**定期交付**や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。
- 信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われるため、**家庭裁判所の関与のもとで安全に本人の財産を保全することができます。**



<信託契約締結時>

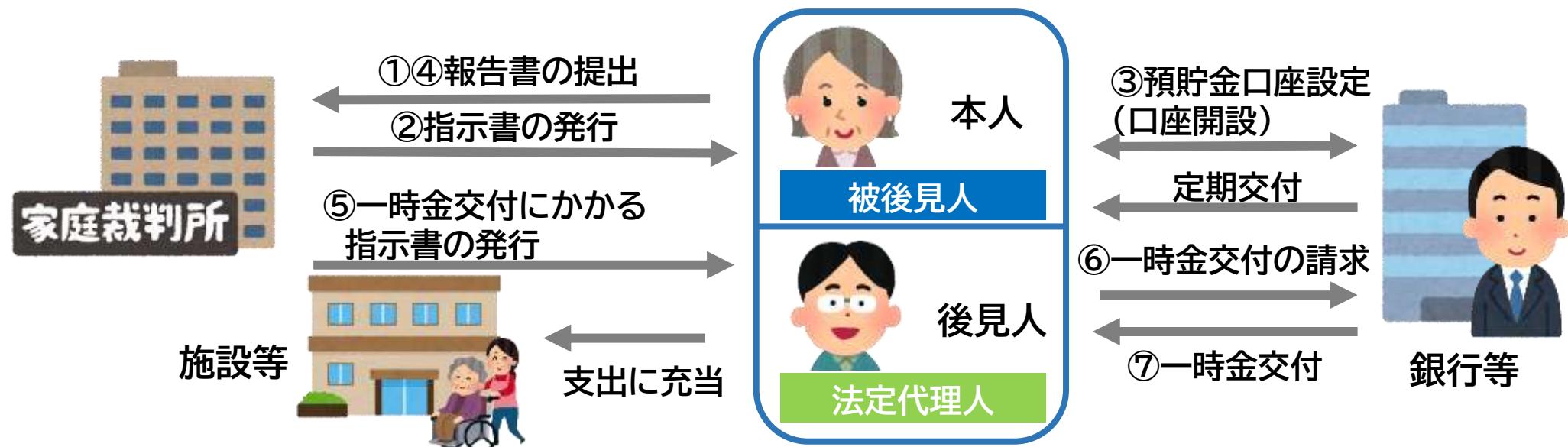


<信託期間中・信託終了時>





- 後見制度(法定後見・未成年後見)による支援を受けている方(本人)の財産管理のために預貯金口座を活用するものです。
- 本人が金銭を金融機関の口座に預け**(特別な預貯金契約の設定手続は後見人が行います)、**預けた金銭の中から**、本人の生活に必要な資金が払い出されます。
- 後見制度支援信託と同じく、預貯金の払い戻しや口座の解約には家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が自由に扱える金銭に制限をかけることが可能となります。





	後見制度支援信託	後見制度支援預貯金
目的	被後見人の財産管理のため	
対象	法定後見制度(後見類型)	
取扱 金融機関	信託銀行等	銀行・信用金庫等
利用対象 財産	金銭に限る	
金額・報酬	取扱金融機関によって差異あり	
専門職後見人 の関与	必ず専門職後見人が選任され、 制度の利用可否を検討したうえ で、家庭裁判所の指示を受けて 信託契約を締結	専門職後見人の選任は家庭裁判所 の判断(親族後見人のみの場合もあ り)
終了・解約	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が亡くなれば終了 ●家庭裁判所の指示書により解約可 	